3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び御船町役場において縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更（第五回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十六年五月十八日から平成三十六年三月三十一日まで

三　施行地区　茨城県つくば市柴崎字稲荷前、字大堀及び字大日の全部、柴崎字山ノ崎、字不動下、字祿呂師及び字万観音の各一部、金田字天神台、字天神前、字天神谷、字清水、字舘山、字舘後、字天神久保、字大堀、字西原、字中久保、字十三塚、字不動墓、字吹上、字諏訪脇、字長者塚、字二本松墓、字蛭子、字二本松本、字岡久保、字弥陀下、字岡道、字明神南、字明神久保、字中墓、字大明神、字明神西、字谷頭、字坂、字観音後、字観音及び字八龍神の各一部、字野字東久保、字勢至下、字堂ノ前、字勢至前、字椿本、字古屋敷、字舘ノ内の全部、字井戸向、字木、字定使、字石塔、字前谷津、字井戸向、字西久保、字天神、字後山、字前原、字陣場、字後田及び字成井の各一部、上境字庚塚前、字観音久保及び字滝ノ上の全部、上境字庚塚、字観音ノ上の各一部、字滝ノ墓、字岩ノ穴、字作ノ内及び字池ノ上の各一部、東岡字中原、字田辺、字谷頭、字溝端、字向山、字下ノ町及び字番匠の全部、東岡字東岡、字西原、字北原、字海道端、字上中谷、字中畑、字作ノ久保、字並松、字東浦、字不動前、字アシタ、字阿弥陀、字六反田及び字原田の各一部、中根字陣場台及び字遠原の全部、金田字天神下、字大堀、字観音及び字八龍神の各一部、字上野字東久保、字勢至前、字堂ノ前、字椿本、字古屋敷、字舘ノ内の全部、字井戸向、字大木、字定使、字石塔、字前谷津、字井戸向、字後田及び字成井の各一部、上境字庚塚前、字観音久保及び字滝ノ上の全部、上境字庚塚、字観音